



【主な内容】

高額療養費自己負担額が変わります	…	2P
平和記念式典に中学生を派遣	…	4P
手当の申請をお忘れなく	…	6P
健康だいいち	…	10P



願いをその手に

7月7日に行われた広島平和記念式典派遣事業派遣団結団式で、願いを込めた千羽鶴が中学生に託されました。

人口	14,459人(+ 4)	転入	36人
男	7,200人(+ 7)	転出	24人
女	7,259人(- 3)	出生	6人
世帯数	6,092世帯(+ 9)	死亡	14人

7月1日現在 () 内は前月比

国民健康保険の

高額療養費自己負担額が変わります

高額療養費とは

外来や入院などで医療費が高額になったときに、自己負担額が一定額以上になると、その超えた分が国保から支給されます。自己負担限度額は、70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人で異なります。

平成30年8月から70歳以上の人の限度額が変わります

70歳以上の人で、所得区分が現役並み所得者と一般の人の限度額が、8月より表1から表2のとおり変わります。
※70歳未満の人の限度額に変更はありません。

計算方法

【70歳以上75歳未満】

- ・ 同一月（1日から末日まで）暦月ごとの受診について計算
- ・ 病院、診療所、歯科の区別なく合算
- ・ 外来（個人単位）限度額を適用後、外来+入院（世帯単位）の限度額を適用して

計算

- ・ 入院したときの食事代や保険が適用外の差額ベッド代などは支給の対象外

【70歳未満】

- ・ 同一月（1日から末日まで）暦月ごとの受診について計算
- ・ 2つ以上の病院、診療所にかかった場合は別々に計算
- ・ 同じ病院、診療所でも歯科は別計算。また外来、入院も別計算
- ・ 入院したときの食事代や保険適用外の差額ベッド代などは支給の対象外

窓口での支払いが限度額までとなるとき

- 「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが限度額までで済みます。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。70歳以上75歳

未満の人で所得分、課税所得690万円以上と一般の人は高齢受給者証（保険証と一体）で所得区分が確認できるため、「限度額適用認定証」提示は必要ありません。

【申請方法】

「限度額適用認定証」が必要な人の保険証と印鑑を持って住民課に申請してください。
※国民健康保険税に未納のある世帯の人には交付できません。

問い合わせ

住民課 ☎（32）2115



○表1 平成30年7月まで

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当：44,400円]
一般	14,000円（年間上限144,000円）	57,600円[多数回該当：44,400円]
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○表2 平成30年8月から

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当：140,100円]	
Ⅱ課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当：93,000円]	
Ⅰ課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当：44,400円]	
一般	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円[多数回該当：44,400円]
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回該当は、過去12ヵ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

○70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分※1	3回目まで	4回目以降※2
ア 所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ 所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,300円
ウ 所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ 所得210万円以下(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

※2 過去12ヵ月で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

○70歳以上75歳未満の人の所得区分

現役並み所得者

同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、下記①②③いずれかの場合は、申請により「一般」となります。

- ①同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数が1人で収入が383万円未満。
- ②同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数が1人で後期高齢者医療制度への移行で国保をぬけた人を含めて収入が合計520万円未満。
- ③同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数が2人以上で収入が合計520万円未満。

一般

現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人。

低所得者Ⅱ

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰを除く)。

低所得者Ⅰ

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

予防接種費用の一部を助成します

村では、住民登録がある65歳以上の人などを対象に、肺炎球菌予防接種費用の一部を助成しています。

定期予防接種対象者

今までに接種を受けたことがない人で、平成30年4月～平成31年3月までに次のいずれかに該当する人

① 65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人(4月に

予診票を送付しています)

② 60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に

障がい有する人

任意予防接種対象者

65歳以上の定期予防接種対

象者でない人(例…66歳～69歳、71～74歳の人など)で、次のいずれかに該当する人

① 今までに接種を受けたことがない人

② 過去(5年以上前)に接種をし、村の助成を受けたことがない人

接種期間

平成31年3月31日まで

助成回数 1人1回限り

助成額 3千円(助成額を超えた額は自己負担)

※平成30年3月31日までに送付された予診票は使用できません。接種を希望する場合はご連絡ください。

お問い合わせ 健康推進課

☎(32)6800

Jアラートの情報伝達試験を行います

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験を行います。

試験で行う放送

① 上りチャイム音

② 「これは、テストです」3回

③ 「こちらは、ぼうさいちよ

うせいです」

④ 下りチャイム音

お問い合わせ 総務課

☎(32)2111

試験実施日時
8月29日(水)午前11時ごろ

平和の大切さを考える 広島平和式典に中学生を派遣

今年度から長生村では、平和と教育事業として、8月6日に行われる広島平和記念式典に中学生が参加します。それに先駆けて7月7日、文化会館で広島平和記念式典派遣団の結団式が行われました。

結団式では、中学生8人が、それぞれ式典に臨む抱負を発表、その後村内の小中学生などが折った千羽鶴が渡されました。

中学生は、式典参加の他にも、平和記念資料館の見学や、とうろう流しなどにも参加する予定です。



【生徒代表の植草千寿さんによる決意の言葉】

また、中学校では6月22日に被爆体験伝承講話が行われ、広島市から来校した古賀侑子氏により戦争当時の状況や、原爆被害の内容などが話されました。



【千羽鶴が手渡されました】



【中学体育館で行われた被爆体験伝承講話】

長生村剣道大会が 開催されました



【白熱の試合が展開されました(女子)】

から47校430人の中学生剣士が参加し、熱戦を繰り広げました。予選リーグを勝ち抜いた男子14校、女子12校で決勝トーナメントを行い次のとおりの結果となりました。

男子
優勝 東金市立東中学校
準優勝 勝浦市立勝浦中学校
第3位 千葉市立小中台中学校
いすみ市立大原中学校

女子
優勝 館山市立第三中学校
準優勝 茂原市立茂原中学校
第3位 勝浦市立勝浦中学校
一宮町立一宮中学校



【男子の試合】

第37回長生支部消防操法大会が開催されました

6月24日、第37回長生支部消防操法大会が、長柄町役場を会場に行われました。

小型ポンプ操法の部で、長生村の代表として第6支団第1分団第5部(信友)と、第6支団第3分団第4部(一松新屋敷・大坪西部・蟹道)が出場しました。

結果は第6支団第1分団第

5部が優勝、第6支団第3分団第4部は第8位となりました。また、第6支団第1分団第5部の植草武志さんが最優秀2番員を、植草晃さんが最優秀3番員を受賞しました。

優勝した第6支団第1分団第5部は、7月28日千葉県消防学校で開催される第54回千葉県消防操法大会に出場しま

す。県大会での結果については、9月号にてお知らせします。



【第6支団第1分団第5部のみなさん】

3町村の中学生在が参加 海外交流研修事業

7月7日、一宮町役場で「中学生海外交流研修事業」の結団式が行われました。

この事業は、白子町、一宮町、長生村の3町村合同で実施されており、長生中学校からは11人が参加します。

7月30日から8月8日までの10日間、オーストラリアでホームステイをしながら、ゴールドコーストなどで研修を行います。



【出発前の村長への報告会にて】

夏の到来 海水浴場開きの式典開催

7月12日、海水浴場開きの式典が一松海岸で行われました。

式典には小高村長をはじめ、東間観光協会長、消防など関係者が参列し、来遊者の安全を祈願しました。

今年の開設期間は8月19日までです。

また、期間中の8月3日には観光協会主催の無料観光地曳綱が予定されています。



【シーズン中の無事を祈願】

新しい保護司 が委嘱されま した

7月1日付けで、御園謙二さん（驚）が保護司として法務大臣から委嘱されました。保護司とは、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支え、保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組みしており、長生村では6人の保護司が活動しています。

村民親善バレーボール大会が 開催されました



【優勝した長生中PTAバレーボール部】

6月16日、体育協会主催の村民親善バレーボール大会が村体育館で開催されました。大会は、多くの参加者により、白熱した試合が展開されました。

結果は次のとおりです。
優勝 長生中PTAバレーボール部
準優勝 ピュアレディース

商工会から 封筒が寄贈されました

6月21日、長生村商工会から事務用封筒（長3）が寄贈されました。

封筒の裏面には、商工会に加盟している事業者の広告が掲載されています。

この封筒を通じ商工会としては、村の経費削減につながることで、地域の事業者がますます活性化することを願っています。



ているとのことでした。

【右から商工会副会長 狩野由幸さん、小高村長、副会長 麻生文男さん、事務局 石川実紀さん】



【新保護司の御園さん(中央)と保護司会の根本会長(右)】

各種手当の申請をお忘れなく！

福祉課 障がい者支援係 ☎(32) 6810

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障がいのある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活への寄与を目的として、児童の父母または養育者に対して特別児童扶養手当が支給されます。

対象となる障がい児

- ・身体障害者手帳1級〜おおむね3級
- ・療育手帳〇A・A・おおむねBの1

申請手続き

家庭状況等により必要書類が異なりますので、福祉課障がい者支援係へご相談ください。
※支給については、所得制限があります。

特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で重度の障がいをお持ちの人の福祉増進を図り、その生活への寄与を目的として、特別障害者手当・障害児福祉手当が支給されます。

特別障害者手当(20歳以上)

重度の障がい重複し日常生活において常時特別の介護を要する人

障害児福祉手当(20歳未満)

精神または身体に重度の障がいを

有し、日常生活において常時介護を要する人

※支給については、所得制限があります。支給対象・申請手続きなどについては、福祉課障がい者支援係へご相談ください。

すでに手当を受給している人へ

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人は、「所得状況届」を提出してください。期間内に提出されない場合は、その後の手当が受けられなくなります。

提出期間

8月10日(金)〜9月11日(火)

※所得状況届の用紙などは、福祉課から対象受給者へ送付しています。



農地の転用には許可が必要です

農業委員会 ☎(32) 4742

農地転用には、県知事の許可が必要
用です。

農地転用とは？

農地の形状を変更して住宅、工場、店舗、資材置場、太陽光発電施設など農地を農地以外のものにするを「農地転用」といいます。

優良農地は許可になりません

農振農用地区域内の農地、基盤整備をされた集団性の高い農地は、保全すべき農地として原則許可になり

違反転用への罰則

許可を受けずに無断で転用した場合や、事業計画どおりに転用されていない場合は農地法違反となり、工事の中止や農地への現状回復命令、懲役、罰金が課されることがあります。

農地を転用したい場合は、農業委員会へご相談ください。



ゴルフ教室を開催します

中央公民館 ☎(32) 3770

初心者から中級者まで参加できます。ゴルフを始めてみませんか？

とき 9月9日(日)〜12月23日

(日) 第2・4日曜日 午後3時30分〜午後4時30分

ところ ダイナミックゴルフ茂原

対象者 小学生以上(在住、在勤者)

定員 15人

持ち物 運動できる服装(靴はスニーカーで可)、グローブ(手ぶくろ)、タオル、飲物

施設利用料 1回千円(ボール代含む)

受付 中央公民館で8月1日(水)〜19日(日)

※ゴルフクラブは無料貸出も有りません。

お知らせ

プロの声優に学ぶ！大人のための音読レッスン

生涯学習課（文化会館） ☎（32）5100

「子どもに読み聞かせをしてあげたい。」「ハッキリ日本語を話したい。」「接客・交渉に活かしたい。」という人におすすめです。実演も交えて楽しく学べますので、お気軽にご参加ください。

講師 井上真樹夫氏・俳優・声優
主な出演作品：テレビアニメ「巨人の星（花形満）」、「ルパン三世（石川五右衛門）」、ドラマ「安堂ロイド」、映画「SPEC」など
とき 8月18日（土）・19日（日）
・9月22日（土）・23日（日）・10月13日（土）・14日（日）

午後1時30分～午後3時30分

ところ 文化会館視聴覚室

※8月19日のみ会議室

定員 各回30人（先着順）

申し込み 各回、前日までに文化会館へお申し込みください。（電話可）

対象 高校生以上（小さいお子様を連れてのご入場はご遠慮ください）

参加費 無料

その他 動きやすい服装、筆記用具をご用意ください。

主催 読み聞かせボランティア

「くりくりブック」

後援 長生村教育委員会

敬老ながいき祭りを開催します

福祉課 ☎（32）2112

村では、長きにわたって社会に尽くしてきたみなさんを敬愛し、長寿をお祝いするため、「平成30年度長生村敬老ながいき祭り」を次のとおり開催します。吹奏楽団による演奏や、芸能人による演芸会などの催し物を予定していますので、ご近所お

誘い合わせのうえご参加ください。
とき 9月17日（月）敬老の日
午後1時30分
ところ 文化会館
※内容等詳細については9月号にてお知らせします。

家族そろって交通災害共済にご加入を

総務課 ☎（32）2111

交通災害共済は、会員である住民のみなさんが会費を出し合い、万一交通事故にあわれた場合に見舞金を支払う住民相互の共済制度です。8月は一斉加入月間ですので、この機会にぜひご加入ください。



加入できる人

- ・長生村に住んでいる人
- ・長生村に住んでいる人に扶養されている人で、長生村外に住んでいる人（例えば、東京に下宿している学生など）

共済期間

9月1日～翌年8月31日の1年間

会費

1人 700円

申し込み期限

8月31日（金）

なお、9月1日以降でも随時受け付けます。

対象となる交通事故

日本国内で起こった車両（自動車・オートバイ・自転車等）による人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故※一部、物件事故も対象となります。

共済見舞金

○死亡

150万円

○傷害

等級により2万円から50万円まで

○身体障がい（1級または2級）

傷害見舞金のほかに50万円

○交通遺児

遺児1人につき10万円

申し込み・問い合わせ

総務課

※保育所、小中学校で団体加入している場合がありますので、申込時にご確認ください。

